

# Teacher-Student 「ご紹介コース」 サービス利用契約

本サービスをご利用になる方は、ご利用に先立ち以下をよくお読みください

## 第一条（目的）

1. 株式会社アクセスジャパニーズ（以下甲）が利用者（以下乙）に提供する Teacher-Student ご紹介サービスについての利用条件及びそれに関連する事項を定めたものです。

## 第二条（利用者）

1. 乙が未成年の場合、乙の親権者と契約します。
2. 乙は本契約により生ずる権利を第三者に譲渡及び継承はできません。

## 第三条（入会前の無料体験レッスン）

1. 甲は無料体験レッスンを受けるにあたり、本規約を了解し順守することに同意したとみなします。
2. 入会せずに甲を介さず講師に連絡をとること、レッスンを依頼すること及びこれと類似した行為を行った場合、乙は甲に入会金と会費を支払わなければならないものとします。
3. 入会を検討する意志が全くなく体験レッスンを無料のおしゃべり時間や確認したい英語のためだけに利用することは固くお断りいたします。

## 第四条（入会手続き）

1. 初期費用及び会費は別途定める料金表のとおりとし、入金とともに、甲と乙間で利用契約が成立したものとみなします。銀行振込手数料は乙負担、クレジットカード・コンビニ決済手数料は甲負担とします。実際のレッスンは入金が確認された後になります。

## 第五条（サービス内容）

1. 甲による乙と講師の初回レッスン調整とその講師の連絡先の提供。
2. 乙の会員ページを通した別の講師との無料体験レッスンリクエスト、単発短期代講 Skype レッスンリクエスト。乙が会員ページ利用が出来ない場合、甲による仲介。但し場所・スケジュール・国籍・性別の条件があり合致する講師がない場合はその限りではありません。また、体験レッスンの同行スタッフはありません。
3. 乙による Progress Report の利用。
4. 甲による役に立つ英語情報のメール（毎月）。
5. 乙からの学習相談、レッスン相談時の対応。

## 第六条（サービス更新）

1. 本サービスの会費は6ヶ月分または1年分の前払いとなり更新月に数回甲は乙にEメールで更新案内をします。支払期日は期限月の月末までとします。乙の会員期限が過ぎ、会費未納の状態でもレッスンを継続していた場合は会費の滞納とみなし、レッスンを受けていた期間の会費及び遅延損害金を乙が甲に支払うものとします。

## 第七条（休会）

1. 休会中に発生するお支払いはありません。
2. 休会中はレッスンの継続はできません。休会中に継続していた場合、その期間の会費をお支払いいただけます。
3. 休会期間は期限はありません。
4. 会員期間中の休会希望の場合、残期間の会費の返金はありません。
5. 休会から復帰の際、入会金はかかりませんが乙は再開事務手数料10,000円(税込)と会費6ヶ月分または1年分を体験レッスン前に支払うこととします。

## 第八条（退会）

1. 乙は随時本契約の解除（退会）が出来ます。乙が退会する際、支払済の料金の払戻は行いません。
2. 甲は、乙が本契約のいずれかに違反した場合、甲または講師、もしくは他の契約者に対し著しい損害を与える行為をおこなった場合、または契約者として不適当と判断し、甲による勧告を受けても改善されない場合、締結された契約を解除できるものとします。

## 第九条（個人情報保護方針）

1. 甲は、個人情報保護法その他関連法令を遵守いたします。
2. 乙が当社に提供する個人情報は、本サービス業務の範囲内において利用し、乙の同意を得ることなく本サービス業務の範囲外で使用しません。
3. 個人を特定することができない状態（統計資料等）で開示・提供する場合や法令等によって開示・提供が求められた場合を除き、乙の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示・提供しません。個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、改ざん、紛失等を防止する為、必要な対策を講じて管理いたします。

## 第十条（禁止行為）

1. 入会せずに講師に連絡をとる行為、レッスンを開始すること。発覚した場合、入会金の他、受けていた期間の会費を遡って支払う義務を負います。
2. 会員ページを通して知り得た講師連絡先情報を自分以外の第三者に教える行為。
3. 入会中、または休会直前など明らかに不自然な人数の講師に無料体験レッスンを受ける行為または講師連絡先を集める行為。
4. 休会中にレッスンを継続する行為。

上記に掲げる禁止行為を行った場合には乙は甲が被った損害を賠償する義務を負います。

## 第十一条（規約の改訂）

1. 本規約は随時改定されます。但し、改訂が乙の不利益になる場合は、甲は乙に予め通知するものとします。

## 第十二条（免責事項）

以下に掲げる事項、またはそれに準ずる事項に起因するトラブル、損害および債務の不履行につき、甲は債務不履行責任、不法行為責任その他一切の法律上の責任を負わないものとします。

1. 乙側の事情、環境によるサービスの不到達及び利用不能によるもの。
2. 交通事情、事故、火災、地震・暴風雨などの自然災害、戦争、暴動などやむをえない事情によるもの。
3. 甲の処理能力を超える情報処理機器・通信機器などの不具合によるもの。
4. 乙と講師との私的関係または乙と講師との特約に基づくものまたは講師との間の債権、債務の履行に関するもの。
5. 講師の「語学講師」としての資質に無関係な性質によるもの。
6. 講師が保持する乙の連絡先に関してコントロール出来ないアクシデント、または通信機器やOSのセキュリティホールなどに起因し、その範囲をこえるもの。

## 第十三条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約は日本法を準拠法とし甲及び乙は、本契約に係る訴訟の必要性が生じた場合、第一審の専属的合意管轄裁判所を甲の住所を管轄する裁判所とします。